

離婚届を提出される方へ

☎ 長崎市コールセンター〔あじさいコール〕
095-822-8888 (長崎市役所代表)



※内容は令和8年1月現在の代表的なものです。下記以外にも手続きが必要な場合があります。
※市民サービスコーナーでは、これらの手続きは行っておりません。

✓欄	手続き内容	対 象	手続き窓口	手続きに必要な物
	離婚届	離婚されるかた	地域センター、事務所	離婚届書、届出人の本人確認書類 (マイナンバーカード等) ※裁判による離婚の場合 調停離婚→調停調書の謄本 和解離婚→和解調書の謄本 認諾離婚→認諾調書の謄本 審判離婚→審判書の謄本及び確定証明書 判決離婚→判決書の謄本及び確定証明書
	住民異動届 (住所や世帯構成等が変わった場合)	住所や世帯構成等 が変わったかた	地域センター、 事務所、地区事務所	転出証明書(転入者のみ)またはマイナン バーカード(転入者全員分)届出人の本人 確認書類 ※ 代理人が手続きをする場合は、委任状が 必要です
	マイナンバーカード の氏名・住所変更 (姓や住所が変わった場合)	カード所有者	地域センター、事務所	マイナンバーカード ※ 暗証番号が必要な場合があります ※ 署名用電子証明書は、住所や氏名が変 更になると失効しますので、再度 発行の手続きを行ってください
	国民健康保険の氏名・住 所変更 (姓や住所が変わった場合)	国民健康保険 加入者	地域センター、 事務所、地区事務所	資格確認書または限度額適用認定証等を お持ちの場合はご持参ください
	介護保険被保険者証等の 氏名・住所変更 (姓や住所が変わった場合)	介護保険被保険者	地域センター、 事務所、地区事務所	介護保険被保険者証 介護保険負担割合証等(お持ちのかた のみ)
	後期高齢者医療資格確認書 等の氏名・住所変更 (姓や住所が変わった場 合)	後期高齢者医療保 険加入者	地域センター、 事務所、地区事務所	資格確認書、特定疾病療養受領証(お持ち のかたのみ) ※後日、新しい資格確認書等を郵送します
	児童手当の消滅・認定請 求(受給者変更)、氏名 変更	(消滅届) 受給者 (認定請求) 新たに児童を監護す ることになった保護 者 (氏名変更届) 名字が変わる受給者	地域センター 事務所、地区事務所	(消滅届) 特にありません (認定請求) 請求者の保険者がわかるもの(共済のみ)、請 求者名義の普通預金通帳、請求者のマイナン バーが確認できるもの ※離婚日の翌日から15日以内に届出が必要です (氏名変更届) 特にありません
	こども福祉医療費受給者 等変更届	受給者		福祉医療費受給者証 保護者名義の普通預金通帳またはキャッシュ カード 対象児童の健康保険資格情報がわかるもの (資格確認書等)(保険が変わられた方のみ)

【お知らせ】旧姓併記

令和元年11月5日から、本人の請求により旧姓が住民票やマイナンバーカード等に併記できるようになりました。
これにより、姓に変更があった場合でも、今までに称してきた旧姓を公証することができるようになったため、旧姓を
使用して活動するかたの本人確認等に役立つものです。詳しくは、地域センターにお尋ねください。

(つづき)

✓欄	手続き内容	対 象	手続き窓口	手続きに必要な物
	ひとり親家庭福祉医療受給資格認定申請	ひとり親家庭等該当者	地域センター、事務所	こども政策課（☎829-1270）へお尋ねください ※申請内容の認定は申請日からとなります。申請が遅れると、支給できない医療費が発生する場合があります。
	児童扶養手当の認定請求			こども政策課（☎829-1270）へお尋ねください ※申請内容の認定は申請日の翌月分からとなります。申請が遅れると、支給できない月が発生する場合があります。
	特別児童扶養手当の資格喪失届・認定請求（受給者変更）	受給者		
	ひとり親家庭養育費確保支援補助金申請	ひとり親家庭の該当者	こども政策課	こども政策課（☎829-1270）へお尋ねください
	小児慢性特定疾病医療受給者証の変更			
	育成医療（自立支援医療）受給者証の変更	受給者	地域センター、事務所	こども政策課（☎829-1270）へお尋ねください
	未熟児養育医療券の変更			
	保育所及び認定こども園入所児童の保護者変更	保育所及び認定こども園入所児童の保護者	地域センター、事務所	戸籍謄本（離婚日、親権者のわかるもの）の写し
	幼稚園入園児童の保護者変更	幼稚園入園児童の保護者	各幼稚園	各幼稚園へお尋ねください
	障害者手帳の氏名・住所変更	障害手帳所持者		手帳
	福祉医療受給者証の氏名・住所変更	障害手帳所持者のうち該当者	地域センター、事務所	受給者証
	障害福祉サービス・通所受給者証・地域生活支援事業受給者証の氏名・住所変更	障害手帳所持者のうち該当者または同等の該当者（難病のかた含む）	地域センター、事務所	障害福祉課（☎829-1141）へお尋ねください
	上下水道の名義変更	上下水道使用者（使用者名義が変わるかた）	料金受付センター（市役所4階、☎829-1207）	〔口座振替申込を行う場合〕 預金通帳、金融機関への届出印 ※一部の金融機関においては、WEBによる口座振替申込が可能です
	生活保護の変更申請	生活保護受給者	生活福祉1・2課（市役所4階）、東・南・北総合事務所地域福祉課	生活福祉1・2課（☎829-1144）、東総合事務所地域福祉課（☎894-1247）、南総合事務所地域福祉課（☎898-7860）、北総合事務所地域福祉課（☎814-3400）へお尋ねください
	市営住宅の明渡や名義人の変更、同居者の転出の手続	市営住宅居住者	市営住宅管理センター（市役所18階、三重地域センター1階、三和地域センター2階）	「入居のしおり」をご確認いただき、市営住宅管理センター（☎829-2991）へお尋ねください
	パスポート（旅券）の変更手続き	「姓」または「本籍地の都道府県」が変わる方	消費者センター（築町3-18 メルカつきまち4階）	消費者センター（パスポート担当☎829-1550）へお尋ねください
	し尿汲取りの届出（世帯員減など）	し尿汲取り利用者	地区別し尿業者へ電話連絡	特にありません

※離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができる場合があります。詳しくは、長崎南年金事務所（☎095-825-8707）までご相談ください。

【注意】 ○本人通知制度に登録されているかたは、登録事項（住所・氏名・連絡先など）に変更があったときは届出が必要です。

○ 印鑑登録について、「氏」の表示された印鑑を登録されているかたで、「氏」に変更があったときは再登録が必要な場合があります。

○ 姓や住所が変わったかたのマイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付サービスは、届出から数日間利用できません。

編集：長崎市中央地域センター